

神奈川フィル解雇事件・弁護団声明

平成28年4月11日
神奈川フィルハーモニー不当労働行為・不当解雇事件弁護団

1 (和解の内容)

平成28年4月8日、神奈川県公務公共一般労働組合(以下、「組合」という。)は、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団(以下、「楽団」という。)との間で、組合に所属する杉本正氏、布施木憲次氏の解雇について、中央労働委員会において和解の合意に達した。

和解の内容は、①楽団が杉本氏、布施木氏を解雇したことが神奈川県労働委員会で不当労働行為と判断され、かつ、紛争が長期にわたり継続したことに関して遺憾の意を表明し、楽団と組合は今後、このような事態を招くことがないよう良好な労使関係を構築するため努力すること、②楽団は杉本氏、布施木氏に対する解雇を撤回し、2人は楽団を合意退職すること、③楽団は相当額の解決金を支払うことを内容とするものである。

2 (本件の経緯)

楽団は、平成21年3月に組合に結成された神奈川フィル分会を結成当初から敵視し、神奈川フィル分会の結成後、楽団は個々の組合員に対して休演命令を発したり、恣意的に演奏から外すことを繰り返すなどした。また、組合と楽団の間では、2年続けて神奈川県労働委員会においてあっせん手続が行われるなど、労使の対立が一貫して続いていた。

そのような状況下、平成24年4月11日付解雇通知によって、組合に所属する杉本氏、布施木氏の解雇が行われたのであった。そこで、杉本氏、布施木氏は横浜地方裁判所に仮処分の申立、次いで訴訟の提起を行うとともに、組合も楽団を相手方として神奈川県労働委員会に救済命令の申立を行った。

仮処分の申立については、平成24年12月20日に横浜地方裁判所において申立を却下する判断が示され、東京高等裁判所も横浜地方裁判所の却下決定を維持した。

しかし、救済命令の申立については、平成26年7月24日に神奈川県労働委員会において、楽団が杉本氏、布施木氏を解雇したことは不利益取扱、支配介入にあたり、不当労働行為を構成すること、解雇を無かったものとして取り扱い、賃金を支払うこと、不当労働行為を行ったことに関するポスト・ノーティスを楽団に命じること等を内容とする救済命令が交付された。

その後、平成27年11月26日に横浜地方裁判所において、楽団が行った杉本氏、布施木氏に対する解雇は社会通念上の相当性を欠き、解雇権の濫用にあたることを認め、杉本氏、布施木氏が楽団に対して労働契約に基づく法的地位を有することを確認し、賃金の支払を命じる判決が言い渡された。

楽団は、神奈川県労働委員会の命令及び横浜地方裁判所の判決のいずれについても不服申立を行い、中央労働委員会及び東京高等裁判所において争われていたが、今般、中央労働委員会において、楽団と組合は上記内容での和解の合意に達したのである。

3 (和解内容の評価)

楽団は杉本氏、布施木氏に対する解雇を撤回し、2人は楽団を合意退職するものの、今回の解雇によって傷つけられた杉本氏、布施木氏の音楽家としての名誉と経済的損失を回復する金額の解決金を支払うことを楽団は受け入れた。

また、楽団は杉本氏、布施木氏を解雇したことが神奈川県で不当労働行為と判断され、かつ、紛争が長期にわたり継続したことに關して遺憾の意を表明し、楽団と組合は今後、このような事態を招くことがないよう良好な労使関係を構築するため努力することで合意した。

以上の和解内容であれば、不当に傷つけられた杉本氏、布施木氏の音楽家としての名誉と経済的損失の回復が実現するとともに、楽団による組合敵視の労務政策が改められ、組合と楽団との不正常的な労使関係を正常化する礎を築くことができると判断し、組合并びに杉本氏、布施木氏は和解の合意に達したものである。

なお、中央労働委員会における和解合意を踏まえて、杉本氏及び布施木氏を原告とし、東京高等裁判所に係属中の訴訟についても、近日中に訴えの取り下げにより終結する見込である。

4 (まとめ)

杉本氏、布施木氏に対する解雇が行われてから、今月でちょうど4年になる。この間、杉本氏、布施木氏は職と生活の糧を奪われ、精神的・経済的に極めて困難な中、闘いを続けてきた。

今回の和解は、不当に傷つけられた杉本氏、布施木氏の音楽家としての名誉と経済的損失の回復を実現するものであり、組合と楽団との不正常的な労使関係を正常化していく上で、大きな一歩となるものである。

楽団には、和解合意の内容を真摯に受け止め、これを誠実に履行することで、組合との労使関係を正常化し、神奈川県民の宝である神奈川フィルハーモニーがさらに発展し、真に県民から愛されるオーケストラになるよう努めることを強く求めるものである。

以上